都市監査基準　逐条解説

制　　定　平成27年 8月27日

最近改正　令和 2年10月15日

全国都市監査委員会

**目次**

**前　文** ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.2

|  |  |
| --- | --- |
| **第１章　総則**　 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P.2 |
| 第１条（目的）　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P.2 |
| 第２条（規範性）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P.2 |
| 第３条（監査等の目的）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P.3 |
| 第４条（監査等の種類及びそれぞれの目的）・・・・・・・・・・・・・・ | P.3 |
| **第２章　一般基準**　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P.7 |
| 第５条（倫理規範）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P.7 |
| 第６条（指導的機能の発揮）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P.8 |
| 第７条（監査等の実施）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P.9 |
| 第８条（報告の徴取）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P.14 |
| 第９条（監査調書等の作成及び保存）　・・・・・・・・・・・・・・・・ | P.14 |
| 第10条（情報管理）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P.15 |
| 第11条（品質管理）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P.15 |
| **第３章　実施基準**　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P.16 |
| 第12条（合理的な基礎の形成）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P.16 |
| 第13条（監査等の実施方針及び計画の策定）　・・・・・・・・・・・・・・・ | P.17 |
| 第14条（監査等の計画の変更）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P.18 |
| 第15条（監査等の手続）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P.19 |
| 第16条（実施すべき監査等の手続の適用）　・・・・・・・・・・・・・ | P.21 |
| 第17条（各種の監査等の有機的な連携及び調整）・・・・・・・・・・・第18条（監査専門員の選任、他者情報の利活用及び調整）　・・・・・・  | P.22P.23 |
| 第19条（弁明、見解等の聴取）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P.25 |
| **第４章　報告基準**　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P.25 |
| 第20条（監査等の結果に関する報告等の提出等）・・・・・・・・・・・ | P.25 |
| 第21条（監査等の結果に関する報告等への記載事項）・・・・・・・・・ | P.26 |
| 第22条（監査委員の合議）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P.28 |
| 第23条（監査等の結果に関する報告等の公表）・・・・・・・・・・・・・ | P.29 |
| 第24条（措置状況の報告等）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P.30 |

**前　文**

|  |
| --- |
| 各都市の監査委員が監査基準を定めるに当たり、参考とすることができるよう、都市監査基準を制定する。 |

平成29年の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）の改正に伴い、各地方公共団体の監査委員は、各地方公共団体の実情に応じ、自ら監査等を行うに当たり従うべき基準（以下「監査基準」という。）を定め、公表することが義務付けられました。

本基準は、あくまで全国都市監査委員会会員である都市、一部事務組合、企業団及び広域連合等の地方公共団体（以下、「都市」といいます。）の監査委員が監査基準を定めるに当たっての参考と位置付けられます。

前文の削除や第1条の「都市監査基準」を「本基準」に置き換えるといった修正を行った上で、各都市独自の監査基準として定めることが可能になります。

**第１章　総則**

|  |
| --- |
| （目的）第１条　都市監査基準（以下「本基準」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）の規定に基づき、本基準第４条第１項第１号から第10号までの監査（以下「監査」という。）、同項第11号の検査（以下「検査」という。）及び同項第12号から第16号までの審査（以下「審査」という。）並びにその他の行為の実施及び報告等に関して監査委員のよるべき基本事項を定めることを目的とする。 |

第１条は、監査委員の行う監査等の根拠法を明示し、本基準の目的を総括的に示したものです。これら根拠法には監査等の実施及び報告等に際しての具体的な内容が定められていないので、必要となる基本事項を定めることを規定しています。（「その他の行為」については、第４条の「３、第３項について」を参照。）

|  |
| --- |
| （規範性）第２条　本基準は法第198条の3第1項に規定する監査基準であり、監査委員は、本基準に従って監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）並びに法令の規定により監査委員が行うこととされているその他の行為を実施するものとする。なお、本基準に定められていない事項については、一般に公正妥当と認められる他の関連する基準等を参考にするものとする。 |

第２条は、法の改正に伴い、各都市の監査委員が監査基準を定め、公表することが義務付けられましたが、改めて監査基準の条文にこの内容を明確に示すことで、各都市監査委員が基準を遵守し、規範性が確保されることを意図しています。

監査基準は各都市監査委員が各都市の実情に応じて定めるものです。

「本基準に定められていない事項については、一般に公正妥当と認められる他の関連する基準等を参考にする」については、例えば、監査委員監査を実施するうえでの参考となる、『監査等の実務ガイドライン』等が該当します。

|  |
| --- |
| （監査等の目的）第３条　監査等の目的は、都市の行財政運営について、健全性及び透明性の確保に寄与し、また、事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に資することである。２　監査委員は、自ら入手した証拠等を基に監査等の結果を形成し、第21条に規定する監査等の結果に関する報告等を決定し、これを議会及び市長等に提出する。 |

１、第１項について

第３条は、監査委員の実施する監査等の目的を規定したものです。

２、第２項について

「自ら入手した証拠等」は、監査等の結果の合理的な基礎を形成するために監査委員自らが入手したものに他なりません。この記述は、監査委員が入手した証拠等によらずに監査等の結果を形成しないよう、留意を促す意図で明示したものです。

|  |
| --- |
| （監査等の種類及びそれぞれの目的）第４条　監査等の種類及びそれぞれの目的は、次に掲げるとおりとする。(1)　財務監査（法第199条第１項） 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること(2)　行政監査（法第199条第２項） 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること(3)　住民の直接請求に基づく監査（法第75条） 選挙権を有する者の50分の１以上の連署による請求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること(4)　議会の請求に基づく監査（法第98条第２項）　議会の請求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること(5)　市長の要求に基づく監査（法第199条第６項） 市長の要求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること(6)　財政援助団体等に対する監査（法第199条第７項） 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること(7)　公金の収納又は支払事務に関する監査（法第235条の２第２項又は公企法第27条の２第１項）　監査委員が必要と認めるとき、又は市長若しくは企業管理者の要求があるときに、指定金融機関等の公金の出納事務が正確に行われているかを監査すること(8)　住民監査請求に基づく監査（法第242条）　住民が、市の職員等による違法又は不当な財務会計上の行為、又は財務会計上の怠る事実があると認め、監査請求を行ったときに、請求に理由があるか等を監査すること(9)　市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（法第243条の２の２第３項又は公企法第34条）　市長又は企業管理者の要求に基づき職員が市に損害を与えた事実があるか監査すること(10)　共同設置機関の監査（法第252条の11第４項）　共同設置機関の行う関係普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか、規約で定める普通地方公共団体の監査委員が監査すること(11)　例月現金出納検査（法第235条の２第１項） 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること(12)　決算審査（法第233条第２項又は公企法第30条第２項） 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること(13)　基金の運用状況審査（法第241条第５項） 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること(14)　健全化判断比率審査（健全化法第３条第１項） 健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること(15)　資金不足比率審査（健全化法第22条第１項）　 資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること(16)　内部統制評価報告書審査（法第150条第５項） 市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査すること２　前項第１号に規定する財務監査は、定期監査（法第199条第４項）又は随時監査（法第199条第５項）として実施する。３　法令の規定により監査委員が行うこととされているその他の行為については、法令の規定に基づき、かつ、本基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。 |

１、第１項について

　　監査委員監査の対象となる監査等の種類を列記しています。

|  |
| --- |
| **【参考】各規定における「監査等」の定義の違い**地方自治法に基づく監査基準の策定対象その他の行為監査・検査・審査（全16種類）残り７種類（※２）うち、９種類（※１）※３総務省監査基準（案）（第2条第1項）※４都市監査基準（第4条第1項）「監査等」地方自治法（第198条の3第1項）※１　財務監査、行政監査、財政援助団体等に対する監査、決算審査、例月現金出納検査、基金の運用状況審査、健全化判断比率審査、資金不足比率審査、内部統制評価報告書審査※２　住民の直接請求に基づく監査、議会の請求に基づく監査、市長の要求に基づく監査、公金の収納又は支払事務に関する監査、住民監査請求に基づく監査、市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査、共同設置機関の監査、※３　総務省基準（案）では、「監査等」の外にあるものについては、「法令の規定に基づき…実施」と規定している。（第2条第2項）※４　都市監査基準も、同様に、「監査等」の外にあるものについて、「法令の規定に基づく…実施」と規定している。（第4条第3項） |

なお、本基準における「監査等」は、法令の規定により監査委員が行うこととされている全ての監査、検査及び審査を指しますが、法における「監査等」は、これらに加え、法令の規定により監査委員が行うこととされているその他の行為を含みます。また、総務省監査基準（案）における「監査等」は、財務監査、行政監査、財政援助団体等監査、決算審査、例月出納検査、基金運用審査、健全化判断比率等審査（健全化判断比率審査及び資金不足比率審査）及び内部統制評価報告書審査のみを指します。このように、それぞれ定義が異なることに留意が必要です。

法第 199 条第３項において、監査委員は、(1)財務監査及び(2)行政監査を行うに当たっては事務の執行及び経営に係る事業の管理が 法第２条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨にのっとってなされているかどうかについて、特に、意を用いなければならないと規定されています。（法第199条第3項）このことから、都市監査基準第４条第１項第１号及び第２号においても、同様に規定したところであり、 事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的（より少ない費用で実施すること）、 効率的（同じ費用でより大きな成果を得ること、あるいは費用との対比で最大限の 成果を得ること）かつ効果的（所期の目的を達成していること、また、効果を挙げていること）に行われているかについて監査することが求められます。

　また、法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨は自治体運営の基本であるため、都市監査基準では、(3)住民の直接請求に基づく監査、(4)議会の請求に基づく監査、(5)市長の要求に基づく監査及び(10)共同設置機関の監査についても法第199条第３項の規定に準じて、(1)財務監査及び(2)行政監査と同様に監査を行うことを規定しています。

なお、全国都市監査委員会会員の長は、市長、管理者、企業長、広域連合長が該当しますが、本逐条解説では、「市長」と表現します。

　(12)決算審査においては、一般会計では予算に基づき公共の福祉を目的とする各種行政がどのように実施されたかが重要な関心事であり、予算執行の適正性の検証が主たる目的です。また、実施可能な都市においては、経済的、効率的かつ効果的に行われているかについて審査することも考えられます。

　公営企業会計の場合は、そのような目的に加え、公共の福祉の増進に努めつつ、いかに経済性を発揮した事業の経営が行われたかの検証も重要な関心事です。また、実施可能な範囲において、事業の経営状況が経済的、効率的かつ効果的に行われているかについて審査することも考えられます。

(6)財政援助団体等に対する監査、(7)公金の収納又は支払事務に関する監査、(8)住民監査請求に基づく監査、(9)市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査、(11)例月現金出納検査、(13)基金の運用状況審査、(14)健全化判断比率審査、(15)資金不足比率審査及び(16)内部統制評価報告書審査については、基準に記載のとおりですが、例えば、内部統制評価報告書審査において、市長による評価手続が経済的、効率的かつ効果的に行われているかについて 審査を行う等、可能な範囲で、経済的、効率的かつ効果的に行われているかについて監査等を行うことが考えられます。

２、第２項について

定期監査及び随時監査は、前項第１号の財務監査の実施方法が定期か随時かという違いにすぎないため、監査等の種類として第１項には列記せず、第２項のように記載しています。

３、第３項について

第３項に定める「その他の行為」は、例えば、議決による権利放棄に関する監査委員の意見（法第242条第10項）、市長等の損害賠償責任の一部免責を定める条例の制定・改廃に関する監査委員の意見（法第243条の2第2項）、包括外部監査人の監査結果に関する意見（法第252条の38第5項）などがあります。

　　これらのうち、住民監査請求に係る行為又は怠る事実に関する損害賠償又は不当利得返還の請求権その他の権利の放棄に関する議決に係る監査委員の意見の決定については、財務会計行為の性質、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（以下「市長等」という。） の帰責性の程度、当該権利の放棄による影響、市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を制定することが可能であることその他監査委員が必要と認める事項を考慮することが求められます。

**第２章　一般基準**

|  |
| --- |
| （倫理規範）第５条　監査委員は、高潔な人格を維持し、いかなる場合も信義にのっとり誠実な態度を保持するものとする。２　監査委員は、常に、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。３　監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。４　監査委員は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、第３条の目的を果たすため、自らの能力の向上と知識の蓄積を図り、常に自己研さんに努めるものとする。 |

本条は、監査委員が監査という行為に携わる以上、監査委員監査に対する住民の期待に応えるために遵守しなければならない心構えを、倫理規範として規定したものです。

１、第１項について

「高潔な人格」については、法第196条第１項で識見委員が選任される際の要件として規定されていますが、任期中にわたりその維持が求められることを倫理規範として明示したものです。また監査委員として「信義にのっとり誠実な態度を保持」することは、住民の期待の観点からは特定の場面や状況に限られるものではないため、この点に留意すべく、「いかなる場合も」と規定したものです。

２、第２項について

　現行制度上、監査委員は服務上の義務として公正不偏の態度を保持することが求められる(法第198条の３第１項)とともに、当該都市職員出身者の監査委員就任制限（法第196条第２項）や、一方的に罷免されることがない(法第197条の２第２項)として独立的立場を、また、兼業、職員との兼職や市長等と一定の親族関係にある者の就任及び在職を禁止する(法第180条の５第６項、法第196条第３項、法第198条の２)ことにより客観的立場を確保しようとしています。

このように、独立性、客観性、公正不偏の態度は制度的に自明の理ですが、その重要性を考慮して基準として明示しています。

なお、「正当な注意」は、人格高潔で、行政運営に優れた識見を有するもの及び議員という選任要件（同第196条第1項)を満たす監査委員であれば当然期待される注意を義務として規定したものです。

３、第３項について

「漏らし」については、情報漏えいを危惧して、あえて使用している表現です。

また、「利用してはならない」は、監査委員が、職務上知り得た秘密を自己又は第三者を利する目的で使用してはならない、という意味で規定したものです。

４、第４項について

法第196条第１項でいわゆる識見委員の選任要件として、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関する優れた識見を有することが求められています。しかしながら、住民の期待の観点からは、識見委員あるいは議選委員のいずれかにかかわらず、任期中は第３条に規定する監査等の目的を果たすためには常に自己研さんが求められることから、規定したものです。

|  |
| --- |
| （指導的機能の発揮）第６条　監査委員は、第３条の目的を果たすため、監査等の対象組織に対し、適切に指導的機能を発揮するものとする。 |

指導的機能は、監査等の対象に対して、監査等の目的を果たす一環として、改善や修正を行うよう助言等を行う機能を意味します。

総務省実施要領にあるとおり、具体例として、監査委員は、監査等を実施する過程において、監査等の対象組織に対し、

・ 決算審査の過程において、決算その他関係書類と証拠書類の計数が符合しない場合には、正確な計数への修正を求める、

・ 監査の過程で発見された内部統制の不備については、速やかな是正を指示し、同様の事例が発生しないよう必要な対応を講ずるよう求める、

・ 監査の過程で発見された経営に係る事業の管理が経済的、効率的かつ効果的に行われていない事例に対して、改善策を提言する、

等、必要に応じて改善や修正を行うよう助言等を行い、指導的機能を発揮することを定めたものです。

|  |
| --- |
| （監査等の実施）第７条　監査委員は、必要に応じて監査等の対象に係るリスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）を識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、効果的かつ効率的に監査等を実施するものとする。なお、その場合のリスクの内容及び程度の検討に当たっては、必要に応じて内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した上で総合的に判断するものとする。２　監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。 |

本条は、必要に応じて、いわゆるリスク・アプローチに基づく監査等を実施することを規定したものです。

１、第１項について

（１）リスクについて

「リスク」とは、「組織目的の達成を阻害する要因」とされています。

(２）リスク・アプローチについて

リスク・アプローチは、監査の人員や時間等（以下、「監査資源」という。）が有限な中、一定水準の監査等の品質を確保しつつ効果的かつ効率的に監査等を実施するための手法です。

すなわち、都市における事務一般を含む行財政運営上の様々なリスクをあらかじめ識別し、その内容及び程度を評価した上で、その結果に応じて自らの都市においてリスクが高い事務事業に監査資源を効果的かつ効率的となるよう配分することが求められます。

①　リスクの識別

・自らの都市の事務手続の流れを基に、自らの都市においてリスクが存在する事務事業を優先的に特定します。

・自らの都市及び他の地方公共団体においてリスクが顕在化した事案を基に、自らの都市において同様の事案があるかどうかを確認等の方法を活用して、監査委員は自らの都市のリスクを識別します。

　 監査等の結果として過去に指摘した事項から、自らの都市におけるリスクを識別することも考えられます。

なお、リスクの識別に当たっては、参考１「標準的な事務フローから想定されるリスク及び監査手続（以下「事務フロー」という。）」（注）１、参考２「各団体に共通するリスクが顕在化した事案集（以下「リスク事案集」という。）」（注）１が参考となります。

　　　事務フローは、主な事務について、標準的な事務フローに沿って事務処理ごとに想定されるリスクを抽出し、それぞれのリスクごとに想定される各部局の対応策を記載し、その確認に必要な監査手続を整理したものです。

　　　リスク事案集は、過去に全国の地方公共団体においてリスクが顕在化した事案を事務処理ごとに区分し、それを防ぐために必要であったと考えられる想定される対応策を記載し、その確認に必要な監査手続を整理したものです。

（注）１　総務省実施要領参考資料を参照

②　リスクの評価と内部統制の有効性の関係について

内部統制については、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年３月総務省）」によれば、内部統制とは、基本的に、業務の効率的かつ効果的な遂行、財務報告等の信頼性の確保、業務に関わる法令等の遵守並びに資産の保全の４つの目的が達成されないリスクを一定の水準以下に抑えることを確保するために、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスとされています。また、４つの目的は以下のように定義され、それぞれ固有の目的ではあるが、お互いに独立して存在するものではなく、相互に密接に関連しています。すなわち、いずれか１つの目的を達成するために構築された内部統制であっても、他の目的のために構築された内部統制と共通の体制となる、あるいは、互いに補完し合う場合もあります。

・業務の効率的かつ効果的な遂行とは、業務の目的の達成に向け、効率的かつ効果的にその業務を遂行することをいいます。

・財務報告等の信頼性の確保とは、組織の財務報告又は非財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保することをいいます。

・業務に関わる法令等の遵守とは、業務に関わる法令その他の規範を遵守することをいいます。

・資産の保全とは、資産の取得、使用及び処分が正当な手続及び承認の下に行われるよう、資産の保全を図ることをいいます。

①により識別したリスクについて、量的重要性及び質的重要性を評価します。

量的重要性については、当該リスクが生じる可能性及び当該リスクがもたらす影響の大きさの観点から検討を行います。その際、当該リスクが生じる可能性については、高・中・低等、当該リスクがもたらす影響の大きさについては、大・中・小等と段階に分けて評価することも考えられます。金額としての影響を見積もることができるものについては、金額により、その他のものについては、例えば、総件数や総人数の一定割合といった一定の指標によることが考えられます。

 質的重要性については、行政に求められる信頼性や公平性、住民の安全の確保等 の観点から検討を行います。

③　リスクへの対応

 ②により量的重要性及び質的重要性が高いと評価したリスクについては、その発現を看過する可能性を低い水準に抑えなくてはなりません。そのため、監査の重点項目として、監査資源を優先的に配分した手続を実施することが必要となります。 他方、量的重要性及び質的重要性が低いリスクに対しては、合理的に監査資源を配分した手続によりリスクの発現を看過する可能性を低い水準に抑えることができるものと考えられます。

内部統制の整備及び運用状況の有効性について評価を行うかどうかは、監査等の種類によって判断し、監査等のプロセスが全体として効果的かつ効率的なものとなるよう調整します。

２、第２項について

　地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号）により、長による財務に関する事務等の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針の策定及びこれに基づく必要な体制（内部統制体制）の整備が、都道府県及び指定都市に義務付けられ、その他の市町村には努力義務が課せられました。他方、各都市は、既に都市ごとの特性に応じて様々な形で事務の適正な執行の確保に努めており、既に一定の内部統制が存在していると考えられます。すなわち、想定されるリスクを基にした、何らかの事前の対策が講じられているものと考えられます。このため、内部統制を前提として、内部統制に依拠した監査等により、より本質的な監査実務に人的及び時間的資源を重点的に振り向けていくことは、内部統制制度が導入及び実施されている都市に限らず、全ての都市にとって必要な考え方です。

なお、「内部統制に依拠する程度を勘案し」との文言は総務省監査基準（案）にも記載があり、その主旨は、総務省の見解によれば、「監査の過程において監査対象部門の内部統制がどの程度監査に活用できるかを勘案する。」といった意味であり、第２項では勘案の結果、より本質的な監査実務に人的及び時間的資源を適切に振り分けていくことを規定しています。

（１）内部統制制度が導入及び実施されている都市

法に基づき内部統制制度が導入及び実施されている都市においては、内部統制評価報告書の市長による作成及び監査委員による審査が行われているため、その評価及び審査結果を前提に、内部統制に依拠し、効率的かつ効果的な監査を行うことができます。その際、監査委員は、監査等の実施に当たって、内部統制の整備及び運用状況を検討する際に、内部統制評価報告書審査の過程で得られた証拠を利用することが想定されます（注）２。

（注）２　令和２年度においては、内部統制評価報告書の審査がまだ行われていないため、関連文書の入手及び確認や担当者等への質問等により、監査等の実施時点における市長による内部統制の整備状況及び運用状況について適時に確認し、内部統制に依拠できる程度を検討する必要があります。ただし、監査等の実施に当たって、市長による内部統制の評価が試行的に行われている場合には、市長との意見交換等を行い、その過程で得られた証拠を監査等において利用することが想定されます。

監査等の実施に当たって、市長による内部統制の評価の対象となった事務については、内部統制評価報告書審査における証拠を監査等においても利用することが想定されます。一方で、市長による内部統制の評価の対象とされていない事務（注）３については、監査委員は、必要に応じて、監査委員自らの判断で個別に評価対象に追加し、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を収集する必要があります（具体的な情報を収集する方法については、２．（２）本文参照。）。以上により、監査等の実施に当たって、法に基づき内部統制が整備及び運用されており、内部統制に整備上又は運用上の不備がない場合には、量的重要性及び質的重要性が高いリスクに対しても、内部統制が適切に整備及び運用されており、リスクの程度が低い水準に抑えられていると考えられます。このため、監査範囲を縮小（サンプルサイズを小さくする等）することや試査等の対象から外すことも考えられます。この結果、本質的な監査業務に人的及び時間的資源を重点的に振り向けていくことが可能となります。 他方、内部統制に整備上又は運用上の不備がある場合には、その不備による影響の程度に応じて、内部統制に依拠できる程度を勘案し、監査範囲の拡大や関係職員へのヒアリングを実施する等、監査等の深度を深めます。その際、内部統制が有効に機能していない原因について検討した上で是正又は改善を求めることに努めます。 なお、内部統制評価報告書の審査は、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」に沿って行うこととなりますが、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」においては、監査委員による内部統制評価報告書の審査は、監査委員が確認した資料やその他の監査等によって得られた知見に基づいて行うこととしています。 内部統制に依拠した監査等を行うことにより、内部統制評価報告書の審査時点において、既に内部統制の整備状況及び運用状況について十分な知見を得ていることから、内部統制評価報告書の審査も効率的かつ効果的に行うことができるものと考えられます。

また、内部統制に関する方針の策定、内部統制体制の整備、評価項目や評価方法の検討等に当たって、必要に応じ、市長と意見交換等を行うことにより、監査委員の視点を市長の効果的な内部統制の整備及び運用につなげることが可能となると考えられます。このことにより、内部統制評価報告書の審査を円滑に実施することに加え、内部統制に依拠できる程度を向上させ、監査等を効率的かつ効果的に実施することにつながります。

（注）３　財務に関する事務以外の事務又は市長以外の執行機関の事務。ただし、財務に関する事務以外の事務についても、法第 150条第１項第２号又は同条第２項第２号の規定に基づき、市長が認めるものとして内部統制対象事務として追加を行った場合には、財務に関する事務と同様、内部統制評価報告書審査の過程で得られた証拠を利用することが想定されます。

（２）内部統制制度が導入及び実施されていない都市

内部統制制度が導入及び実施されていない都市にあっては、市長において、内部統制の整備状況及び運用状況を評価し、監査委員が審査を行う仕組みが構築されていないため、その代わりに監査委員が、想定されるリスクを基にした内部統制の整備状況及び運用状況について情報を収集する必要があります。文書化された業務のマニュアル等関連文書の閲覧、ルールに即して業務が行われているか等内部統制に関係する適切な担当者への質問、業務の観察等を行う等により情報を収集し、内部統制の整備状況及び運用状況を検討することが考えられます。その際、「事務フロー」及び「リスク事案集」における「想定される各課の対応策」の内容と自らの都市の対応策を比較し、「想定される各課の対応策」が自らの都市において行われていない場合には代替策を講じているか質問する等、両者のギャップの有無から内部統制の整備状況を検討することや「想定されるリスク」が実際に生じたか否かを質問する等により運用状況を検討することも考えられます。なお、内部統制の整備状況及び運用状況を監査委員が検討することで、その過程で得た内部統制の整備状況及び運用状況についての知見を、必要に応じて意見交換等を通じて市長に伝達することにより、市長による効果的な内部統制の整備及び運用を促し、監査等の効率的かつ効果的な実施につなげることができると考えられます。

①　 内部統制に依拠した監査等が実施できる場合

監査委員が内部統制の整備状況及び運用状況について情報を収集し、その結果、内部統制に依拠した監査等を実施できると評価できる場合には、（１）と同様に、内部統制に依拠し、効果的かつ効率的な監査を行うことができます。

全ての業務又は部署ではなくとも、その一部について内部統制に依拠した監査等が実施できる場合には、当該業務又は部署の一部について、部分的にでも内部統制に依拠した監査等を実施することができます。

②　内部統制に依拠した監査等を実施できない場合

監査委員が内部統制の整備状況及び運用状況について情報を収集し、その結果、内部統制に依拠した監査等を実施できると評価できない場合には、従来どおり、内部統制に依拠せず、リスクの重要性に応じて監査等を行う必要があります（１（２）③参照）。

内部統制によりリスクの程度を低い水準に抑えられていないため、監査委員は、量的重要性及び質的重要性が高いリスクについて、監査範囲の拡大や関係職員へのヒアリング等、重点的に監査等を行うことが求められます。

業務又は部署の一部について部分的にでも監査等を効率的かつ効果的に実施するためにも、監査委員が業務又は部署の一部について把握した内部統制の不備について、適切な是正又は改善を促すため、担当部局等に聞き取り等の確認又は是正若しくは改善の助言を行うことに加え、必要に応じて市長との意見交換等を通じ、監査委員の知見を市長による効果的な内部統制の整備及び運用に生かしていくことが期待されます。

|  |
| --- |
| （報告の徴取）第８条　監査委員は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「法施行令」という。）第168条の４第３項又は地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の５第３項の規定により、指定金融機関等に対する検査の結果について、会計管理者又は企業管理者に対して報告を求めることができる。２　監査委員は、法施行令第158条の２第５項の規定により、地方税の収納事務の受託者に対する検査の結果について、会計管理者に対して報告を求めることができる。 |

第８条は、監査委員が、各都市の会計管理者又は公営企業の企業管理者に対して、求めることができる報告の内容を規定したものです。

|  |
| --- |
| （監査調書等の作成及び保存）第９条　監査委員は、年間監査計画及び実施計画（以下「監査等の計画」という。）、監査等の内容、判断の過程、結果及び関連する証拠その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、適切に保存するものとする。 |

監査委員の行う監査等においては、監査報告書等における監査等の結果及び意見の根拠を監査調書等として取りまとめておくという考え方や実務は必ずしも浸透していません。しかし、近年は行政に対する住民の関心が高まっていることから、第９条では、監査委員の説明責任の観点から、決定した監査等の結果及び意見に関しその根拠を明確にしておくことを意図して、監査調書等という考え方を規定したものです。

監査等の結果及び意見の決定に当たっては、当然、監査等の計画、実施した手続及びその合理的な基礎の形成のための十分かつ適切な監査等の証拠がなんらかの形で存在するはずであり、それらを簡潔明瞭に整理したものが監査調書等です。

監査調書等は公文書に当たるものと考えられますが、当該文書の公開、非公開の取扱いは各都市の条例の定めによることとなります。

この点、各都市の情報公開制度に従って監査調書等を公開した結果、監査手続に虚偽や欠落があった場合、監査委員は説明責任を問われる可能性が考えられます。

また、監査調書等の虚偽や欠落による損害及び因果関係の有無によっては、法第197条の２第１項の「職務上の義務違反」として、品質管理上の任務け怠責任や監査委員に関する事務を補助する職員（以下「事務補助職員」という。）に対する管理監督責任を問われる可能性が考えられます。

なお、監査調書等の適切な保存とは、文書保存期間等を定める各都市の公文書管理に係る規定に従って保存することを意味します。

|  |
| --- |
| （情報管理）第10条　監査委員は、監査等において入手し、又は作成した情報が意図せず外部に流出しないよう、情報管理を徹底するものとする。２　監査委員は、監査等において入手した個人情報について、個人情報保護条例等に基づき適切に取り扱うものとする。 |

監査等においてはその特質上、対象である市長部局等側の公表前の重要機密情報や個人情報を広く収集検討することがあり、仮に監査委員や事務補助職員等（なお、「等」は、事務補助を外注した場合の受注者等を想定しています。）による情報漏えい等があった場合、監査委員監査に対する信頼失墜は免れません。このように、監査の特質上情報管理は特に注意喚起が重要であるので、規範レベルとして本条に規定しているものです。

なお、「意図せず」については、不適切な管理に起因する事故等により「意図せず」外部流出することのないよう、監査委員に徹底した情報管理を求め、このように規定したものです。

|  |
| --- |
| （品質管理）第11条　監査委員は、本基準にのっとってその職務を遂行するに当たり求められる質を確保するために必要な品質管理の方針と手続を定めるものとする。２　監査委員は、前項の品質管理の方針と手続に従い、監査等が適切に実施されていることを定期的に評価するものとする。３　監査委員は、監査委員の事務を補助する職員等を適切に監督し、指導するものとする。４ 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が本基準にのっとって遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研さんに努めさせるものとする。 |

第11条は、監査等の品質が一定の水準を満たしていることが担保されるよう、監査等の品質管理が必要であることを規定したものです。

１、 第１項について

　本項は、実施する監査等が本基準に適合していることを確認するための方針及びその手続を定めることを規定したものです。

　基本的には、監査等の計画策定、監査等の手続の設定、実施、監査調書の作成、いわゆる監査報告書又は審査意見書の作成等各段階の品質を確認する必要がありますが、品質を確認する程度は、各都市の判断に委ねられます。

２、 第２項について

　本項は、本条第１項に基づき、定期性をもって確実に監査等の品質を確認すべきことを規定したものです。

　　品質管理のタイミングとしては、監査等ごとに、各段階における確認と、結果及び意見の決定後における確認（例えば監査調書の保存段階など）が考えられますが、定期性（頻度）については、各都市の判断に委ねられます。

３、 第３項及び第４項について

　　本項は、事務補助職員等の業務内容や、事務補助職員の専門性の程度が監査等の品質に大きな影響を及ぼすことから、品質管理の一環として規定したものです。なお、第３項の「職員等」の「等」は、事務補助を外注した場合の受注者等を想定しています。

**第３章　実施基準**

|  |
| --- |
| （合理的な基礎の形成）第12条　監査委員は、監査等の実施に当たり、十分かつ適切な監査等の証拠等を入手して、決定する監査等の結果の合理的な基礎を形成するものとする。 |

「監査等の証拠等」とは、決定する監査等の結果の合理的な基礎を導くために利用する情報をいい、各種の記録に含まれる情報及びその他の情報からなります。また、ここでいう「十分（性）」とは、監査等の証拠等の量的尺度をいい、必要とされる監査等の証拠等の量は、評価したリスクの内容及び程度並びに監査等の証拠等の質によって影響を受けます。さらにここでいう「適切（性）」とは、監査等の証拠等の質的尺度をいい、決定する監査等の結果及び意見の基礎となる監査等の証拠等の適合性と証明力をいいます。これらを踏まえ、「合理的な基礎」とは、入手した十分かつ適切な監査等の証拠等を総括的に吟味した上で得た、監査等の結果に関する自己の意見を形成するに足る基礎をいいます。

第12条は、以上のような意味において、合理的な基礎の形成に当たっては十分かつ適切な監査等の証拠等の入手が必要であることを規定したものです。

|  |
| --- |
| （監査等の実施方針及び計画の策定）第13条　監査委員は、都市を取り巻く内外の環境、リスク、過去の監査結果、監査結果に対する措置の状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査等の方向性や重点項目等の実施方針を策定するものとする。なお、当該実施方針は、環境等の変化に応じて適宜見直すものとする。２　監査委員は、前項の実施方針に基づき、監査等を効果的かつ効率的に実施することができるように、監査等の計画を策定するものとする。３　監査委員は、年間監査計画の策定に当たり、リスクの内容及び程度、過去の監査結果、過去の監査の結果に対する措置の状況、監査資源等を総合的に勘案した上で、次に掲げる事項を定めるものとする。(1)　実施予定の監査等の種類及び対象（2） 監査等の対象別実施予定時期(3)　監査等の実施体制(4)　その他必要と認める事項４　監査委員は、実施計画の策定に当たり、必要に応じて監査等の対象に係るリスクの内容及び程度を検討した上で、その程度に応じて体系的に次に掲げる事項を定めるものとする。(1)　監査等の種類(2)　監査等の対象(3)　監査等の着眼点(4)　監査等の主な実施手続(5)　監査等の実施場所及び日程(6)　監査等の担当者及び事務分担(7)　その他監査等の実施上必要と認める事項 |

１、第１項について

　本項は、監査等の計画を策定する前段階において、監査等の対象となる各都市を取り巻く内外の諸状況を勘案し、監査の人員や時間等限られた監査資源等を用いて監査等を効果的かつ効率的に実施するための方向性や重点項目等を、監査の実施方針として策定することを規定したものです。この点、単年度に限らず、中長期的な視点で実施方針を策定する場合であっても、環境等の変化に応じて適宜その内容を見直す必要があります。

「過去の監査結果に対する措置の状況等」については、措置が不十分な場合又は措置状況について確認が必要な場合、これに該当する監査等の対象組織等を再度監査対象とするといったことを想定し、勘案すべき事項に列記したものです。

また、勘案すべき事項に、監査等の対象とは直接的に関係のない監査委員側の事情である監査資源も列記していますが、これは実施方針を策定する上で現実的に考慮する必要があることから、盛り込んだものです。

２、第２項について

　本項は、監査等の計画を、第１項で策定した監査等の実施方針に基づき策定することを求める規定です。

３、第３項について

　　　　本項は、実施方針の下、各都市における行財政運営上のリスクの内容及び程度、過去の監査結果、過去の監査結果に対する措置の状況等の重要性並びに監査資源等を勘案し、優先順位を考慮して、主に監査対象年度において実施する監査等の種類、対象組織等、実施予定時期等を年間監査計画として策定することを規定したものです。なお、対象組織等の選定方法自体は、各都市の判断に委ねられます。

　　　　「監査資源等」の「等」は、対象組織等の側の体制、外部監査のテーマなどを想定しています。

４、第４項について

本項では、監査、検査、審査ともに、リスクの内容及び程度を評価し、その程度に応じて第１号から第７号までの内容を決定し、監査等の個別の実施計画を策定することを規定しています。

　ただし、住民監査請求等リスクアプローチの手法がとられない監査等も存在するので、実施することが適当な場合は、この評価手法を行うものです。

|  |
| --- |
| （監査等の計画の変更）第14条　監査委員は、監査等の計画の前提として把握した事象や環境等が変化した場合又は監査等の実施過程で、事前のリスク評価に重大な影響を与えるような新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜監査等の計画を変更するものとする。 |

第14条は、年間監査計画及び実施計画が、固定的かつ硬直的なものではなく、効果的かつ効率的な監査等の実施のため、前提とした情報に重要な影響を与える変化や発見が認められる場合は、柔軟に見直す必要があることを規定したものです。

|  |
| --- |
| （監査等の手続）第15条　監査委員は十分かつ適切な監査等の証拠等を入手できるよう、必要に応じて監査等の対象に係るリスクを識別し、内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、実施すべき監査等の手続を定めるものとする。２　監査委員は、監査等の結果及び意見を決定するに足る合理的な基礎を形成するために、監査等の手続を定めるに当たり、有効性、効率性、経済性、合規性に着目し、併せて実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性等も考慮するものとする。３　監査等の手続は、試査又は精査による。なお、監査等の実施の結果、異常の兆候を発見した場合等必要と認める場合は、監査等の手続を追加して実施するものとする。４　監査委員は、監査等の実施の結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合、新たな事実を発見した場合又は不正の兆候若しくは事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して十分かつ適切な監査等の証拠を入手し、監査等の結果及び意見の合理的な基礎を形成するものとする。 |

第15条は、監査等の手続及びその実施に当たり、監査委員が考慮すべき基本的事項を規定しています。

１、第１項について

本項に基づき実施すべき監査等の手続は、第７条の解説「（２）②リスクの評価と内部統制の有効性の関係について」で述べた考え方に即して、監査等の対象とする事務において、重要なリスクの発現やその兆候を検出する目的で実施する直接の検証手続と、必要と判断した場合に（あるいはそれ自体を主目的として）実施する内部統制の有効性評価手続に区別され、この内部統制の有効性評価は、さらに内部統制の整備状況の有効性評価と、内部統制の運用状況の有効性評価に区別されます。

　内部統制の整備状況の有効性評価とは、内部統制がリスクの発生を必要十分な程度に低減できる設計となっていて、業務に適用しており、その実行を第三者が検証可能であるかを評価することをいいます。一方、内部統制の運用状況の有効性評価とは、内部統制が実際に実施されるべきタイミングで、設計どおりに実行されているかを評価することをいいます。

（なお、これらの評価の仕方は、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」において示された内部統制評価報告書審査における「整備上の不備」及び「運用上の不備」の判定の仕方と異なっていることに留意する必要があります。）

２、第２項について

本項は、監査等の手続を定めるに当たり考慮すべき要点を列記したものです。

各要点の定義を以下に列記します。

（有効性）

目的に見合った成果が表れていることをいいます。

（効率性）

成果に対して最少の経費及び時間で事務が執行されていることをいいます。

（経済性）

費用や手間などがかからないさまや、無駄がなく安価なことをいいます。

（合規性）

法令等の規範に従って事務が執行されていることをいいます。

（実在性）

資産（注）４や負債が実際に存在し、取引や事象が実際に発生していることをいいます。

（網羅性）

把握すべき資産、負債、取引や事象を全て漏れなく把握していることをいいます。

（権利と義務の帰属）

資産（注）４に対する権利及び負債に対する義務が各都市等に帰属していることをいいます。

（評価の妥当性）

資産（注）４及び負債を適切な価額で評価していることをいいます。

（期間配分の適切性）

取引や事象を適切な金額で記録し、収益及び費用又は収入及び支出を適切な期間に配分していることをいいます。

（表示の妥当性）

資産（注）４、負債、取引や事象を適切に表示していることをいいます。

（注）４　「資産」には財産、「取引」には収入及び支出が含まれます。

３、第３項について

　　　　「試査」とは、監査等の対象となっている事項について、その一部を抽出して調査し、その結果によって、全体の正否又は適否を推定することをいいます。

「精査」とは、監査等の対象となっている事項について、全部にわたり精密に調査し、その正否又は適否を明らかにすることをいいます。

本項では、財務監査、行政監査及び決算審査等の手続では、監査等の対象となる事務処理数が膨大である場合は通常試査、一方、住民監査請求等に基づく監査手続は通常精査によるという実務が、監査委員監査においては一般的であることから、試査又は精査によると規定しています。

なお、後段は、重要な不整合、不一致、プロセスの欠落、事務の誤り等が検出され、これらを異常の兆候と判断した場合には、より慎重に、十分かつ適切な監査等の証拠を入手するために必要と認めた場合は、必要な手続を追加実施すべきことを規定したものです。

４、第４項について

　　　　「不正」とは、不当又は違法な行為をいいます。本項は、監査等の手続の結果顕出した事項に不正の兆候又は不正の事実が認められる場合は、より慎重に、監査等を実施しなければならないことを規定したものです。

　　　　なお、本項は、不正摘発自体を意図するものではなく、また、不正の兆候又は不正の事実を検出したからといって画一的に追加的な監査手続の実施を求めることを意図していません。

|  |
| --- |
| （実施すべき監査等の手続の適用）第16条　監査委員は、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査等の証拠を入手するため、実査、立会、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法について、得られる証拠力の強弱やその容易性を勘案して適宜これらを組み合わせる等により、最も合理的かつ効果的となるよう選択の上、実施すべき監査等の手続として適用するものとする。 |

第16条は、十分かつ適切な監査等の証拠の入手に当たり実施する手続の手法を列記するとともに、得られる証拠力の強弱やその容易性を勘案して適宜これらを組み合わせるほか、リスク・アプローチの観点から、監査等の対象におけるリスクの内容及び程度等に応じた手法を適用する必要があることを規定したものです。

　各手法の定義を以下に列記します。

（実査）

事実の存否について、実地に現物検証、現場検証等によって直接検証することをいいます。

（立会）

主として物品等の在庫高調査又は実地棚卸を行う際に、現場に立ち会い、その実施状況を視察して正否を確かめることをいいます。

（確認）

事実の存否について、当該事項に関係のない第三者の証明書等の証拠をもって確認することをいいます。

（証憑突合）

資産（注）５、負債、取引や事象が正しく記録されていることを、その根拠となる資料等で確かめることをいいます。なお根拠となる資料には、監査等の対象組織の外部から入手されるものと内部で作成されるものがありますが、一般的には外部から入手されるものの証拠力のほうが強い点に留意する必要があります。

（帳簿突合）

帳簿を相互に照合して、正しく転記されていることを確かめることをいいます。

（計算突合）

記録や文書の計算の正確性を自ら計算し確かめることをいいます。

（分析的手続）

事実の性質、内容を究明し、これを構成要素別、時間別、比率別、問題別等に分析して異常の有無を確かめることをいいます。なお分析的手続には、年度別、時間別、関係要素別等による複数の数値を対照させて観察しその異同を通じて問題点の有無を確かめること、また財務分析上の比率法を応用して記録の正否又は適否を大局的に判断することも含まれます。

（質問）

事実の存否又は問題点について、監査等対象組織の職員などに質問して、回答又は説明を求めることをいいます。

（観察）

観察は、他の者が実施するプロセスや手続を確かめることをいいます。例えば、棚卸資産の実地棚卸状況や統制活動の実施状況を観察する手続が挙げられます。

（閲覧）

紙媒体、電子媒体又はその他の媒体による組織内外の記録や文書を確かめることをいいます。

（注）「資産」には財産、「取引」には収入及び支出が含まれます。

|  |
| --- |
| （各種の監査等の有機的な連携及び調整）第17条　監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。 |

監査等は、基本的には、各都市の実情に応じて実施されるものですが、連携及び調整の具体例を例示すると次のようなものが想定されます。

（１）各種の監査等の有機的な連携及び調整

現行の監査実務上、「決算審査」「例月出納検査」「財務監査」等は、法律上は目的に応じて区別されていますが、その目的や手続等は関連する部分もあることから、「決算審査における例月出納検査や財務監査との連携」「例月出納検査と財務監査の連携」等により、監査等の効率化が図られ、その結果、監査資源を有効活用することができます（参考３「「６．各種の監査等の有機的な連携及び調整」の例」（注）６　参照）。

1. 決算審査と財務監査の連携

　　　　　決算審査については、数値の正確性に加え、数値の裏付けとなる資料等（契約関係書類等）を審査する場合、既に財務監査において数値の裏付けとなる資料等を確認している部分については、その結果を決算審査に活用することで当該審査の効率化が図られ、例えば決算審査において予算執行の効率性の確認や財務分析に注力すること等、決算審査の充実及び強化を図ることが可能となります。

1. 決算審査と例月出納検査の連携

　　　　　既に例月出納検査において数値の裏付けとなる資料等を確認している部分については、①と同様、その結果を決算審査に活用することで当該審査の効率化が図られ、決算審査の充実及び強化を図ることが可能となります。

（注）６　総務省実施要領参考資料を参照

（２）常勤の監査委員を置かない都市における留意事項

人口25万人未満の常勤の監査委員を置かない都市においては、例月出納検査が監査委員が登庁する貴重な機会となっています。このため、毎月の例月出納検査における「現金出納」の帳簿等の確認に併せて、財務監査や決算審査の一部（例：当該出納に係る関係書類（支出伝票等）の確認）を実施することで、その後の財務監査や決算審査を効率的に実施することが可能となります。

|  |
| --- |
| （監査専門委員の選任、他者情報の利活用及び調整）第18条　監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。２　監査委員は、監査等の実施に当たり、市長部局等（法第199条第7項に規定する財政援助団体等を含む。）の内部監査人、監査役、監事、外部監査人等と必要に応じて連携の上情報収集を図り、効果的かつ効率的な監査等の実施に努めるものとする。３　監査委員は、前項に掲げる者から得た情報を利活用する場合には、それらの品質管理の状況等に基づく信頼性の程度を勘案して、利活用する程度及び方法を決定するものとする。４　監査委員は、学識経験者等から意見を聴く場合、その必要性を吟味し、自らの責任において利用するものとする。５　監査委員は、外部監査人との間で、相互の監査の実施に支障を来さないよう配慮するものとする。 |

第18条は、およそ監査という行為に携わる立場の者との情報連携や学識経験者等の業務の利活用及び外部監査人の監査業務との相互配慮といった、他者との関係について規定したものです。（学識経験者等については、「４、 第４項について」を参照。）

１、第１項について

監査委員は、監査等の独立性を確保しつつ専門性を高める観点から、必要に応じ、監査専門委員を選任し、調査をさせることができます。監査委員は、専門性が求められる分野について、監査専門委員を選任し、監査等を行うことで、専門的な知識の裏付けに基づいた監査等を行うことができます。

２、第２項について

　　　　本項は、監査委員が監査等の効果的かつ効率的な実施に役立てるため、直接的又は間接的に関係する、およそ監査という視点で活動する者から、積極的に必要な情報の収集を図ることを意図して規定したものです。外部監査人については、本条第５項に規定した相互配慮の観点もあり、列記したものです。

　　　　なお、他の地方公共団体における監査委員監査取組状況等について情報収集することも含まれます。このため、本条第２項の対象に他の地方公共団体の監査委員も含むよう、「外部監査人等」としています。

　　監査委員は、監査等を実施するに当たっては、外部監査人の監査等の実施に支障を来さないよう、相互の連携を図り、必要に応じ、外部監査人と意見交換を行う等の連携を図らなければなりません。監査委員と外部監査人との間に有効な双方向の意思疎通が行われ、それぞれの監査結果を活用することにより、それぞれが担う監査等を効果的かつ効率的に行うことができると考えられます。

３、第３項について

　　　　本項は、監査等の対象の内部監査人や、いわゆる外郭団体の監事、監査役から得た情報の利活用に当たっては、本条第２項に列記した相手の信頼性の程度を考慮して入手情報を利活用する必要があるため、規定したものです。その際の考慮事項としては、例えばリスクや着眼点を含む監査計画の内容、監査手続の内容、監査報告書の内容及び監査品質の管理体制等が挙げられます。

４、第４項について

　　　　学識経験者等とは、学識経験者や、弁護士、公認会計士、公認内部監査人、公認情報システム監査人等の有資格者や技術専門家など、監査委員が監査等を実施する過程で利活用の必要性を認識した専門性を有する者をいうが、幅広く意見を聞く趣旨であるので、必ずしも「専門家」である必要はなく、能力や客観性に係る制限もありません。学識経験者等の利活用の形態としては、意見を求めるほか、監査委員監査の業務委託（「事務補助職員等」の「等」に該当する）等があります。

その際、監査委員の責任において利活用するのであるから、利活用の目的や程度に応じて、事前には学識経験者等としての能力、その業務の客観性、評判、報酬等を勘案の上で利活用の可否及びその程度を判断するとともに、実際に当該専門家の成果物等が利活用可能か否かを、監査等の有効性及び効率性が図られるかという観点から、十分に確認する必要があります。

５、第５項について

　　　　本項は、外部監査人とは特に相互配慮が必要であることが法第252条の30で規定されていることから、外部監査人に限定して規定しているものです。

|  |
| --- |
| （弁明、見解等の聴取）第19条　監査委員は、原則として、監査等を実施した結果導き出される指摘、意見及び勧告等に関する報告の決定の前に、対象部局等の長から弁明、見解等を聴取するものとする。 |

第19条は、監査の対象組織等の長から弁明や見解等を聴取することが、監査等の結果の正当性を確認するために重要なものと考え、規定したものです。

　なお、弁明や見解等の聴取は、監査等の結果に対する抗弁の機会にもなることを考慮して、結果に関する報告の決定の前に行うことを原則とし、決定後に行うことを例外としていることを示したものです。

**第４章　報告基準**

|  |
| --- |
| （監査等の結果に関する報告等の提出等）第20条　監査委員は、監査（第4条第1項第8号の監査を除く。）又は検査を終了したときは、結果に関する報告を議会及び市長等（第4条第1項第9号の監査においては市長又は企業管理者、同項第10号の監査においては他の関係普通地方公共団体の長）へ提出するものとする。なお、監査（第4条第1項第7号から第10号までの監査を除く。）の結果に基づいて、必要があると認める場合は、結果に関する報告に添えて意見を提出するとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。２　監査委員は、審査を終了したときは、意見を市長に提出するものとする。３　監査委員は、監査等の結果に関する報告等の提出に当たり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めるものとする。 |

第20条の第１項及び第２項は、監査又は検査と、審査で、結果に関する報告及び意見の法上の提出先や「意見」の位置付けが異なることから、分けて規定したものです。

本条第３項は、各都市の監査委員が提出する報告及び意見である以上、住民が理解しやすいという観点が、第３条に監査等の目的として規定する「住民の福祉の増進と市政への信頼確保に資すること」にとって、特に重要であることから規定したものです。

|  |
| --- |
| （監査等の結果に関する報告等への記載事項）第21条　監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。(1) 本基準に準拠している旨(2) 監査等の種類(3) 監査等の対象(4) 監査等の着眼点(5) 監査等の主な実施内容(6) 監査等の実施場所及び日程(7) 監査等の結果(8) その他必要と認める事項２　前項第７号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。(1)　財務監査 前項第１号から第６号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること(2)　行政監査 前項第１号から第６号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること(3)　住民の直接請求に基づく監査　前項第１号から第６号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること(4)　議会の請求に基づく監査　前項第１号から第６号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること(5)　市長の要求に基づく監査　前項第１号から第６号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること(6)　財政援助団体等に対する監査 前項第１号から第６号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること(7)　公金の収納又は支払事務に関する監査　前項第１号から第６号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が正確に行われていること(8)　住民監査請求に基づく監査　前項第１号から第６号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった請求に理由があること(9)　市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査　前項第１号から第６号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事実があること(10)　共同設置機関の監査　前項第１号から第６号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること(11)　例月現金出納検査 前項第１号から第６号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること(12)　決算審査 前項第１号から第６号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること(13)　基金の運用状況審査 前項第１号から第６号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、市長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること(14)　健全化判断比率審査　健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること(15) 資金不足比率審査　資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること(16)　内部統制評価報告書審査 市長が作成した内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為によって得られた知見に基づき、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検証を行い審査した限りにおいて、内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であること３　第１項第７号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。４　監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。５　監査委員は、内部統制評価報告書審査においては、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されていないと考えられる場合及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていないと考えられる場合は、その内容を記載するものとする。６　監査委員は、重大な制約等により重要な監査等の手続を実施できず、監査又は検査の結果及び意見を決定するための合理的な基礎を形成することができなかった場合には、必要に応じて監査等の結果に関する報告等にその旨、内容及び理由等を記載するものとする。 |

第21条第１項は、監査報告等に記載すべき基本的事項を列記したものです。

本基準に従った監査等ができなかった場合は、説明責任を果たすため、その旨、その内容、準拠できなかった条項及び準拠できなかった合理的な理由を監査報告等に記載するといった対応が必要と考えられます。

なお、本条第２項、第３項については、総務省監査基準（案）にも記載があり、総務省の見解によれば、第２項中、「重要な点において～が認められる場合にはその旨・・・記載する」、第３項中、「重要な点において～が認められない場合にはその旨・・・記載する」とあり、また、軽微な点を除いている点や重要か否かの判断がつかない場合は記載を求めていない点からも、総合意見を求めているものではありません。「重要な点」又は「軽微な点」が具体的に何を指すかは、各都市で判断をするものと説明されています。

また、本条第６項は、重大な制約等があったため、どうしても結果及び意見を決定できない場合には、監査委員の責務として、また、果たすべき責務を監査委員の事情によって怠ったのではないことを主張するためにも、その旨、内容及び理由等を監査報告等に記載すべきであることから、規定したものです。

なお、重大な制約としては、災害、事故等により物理的に監査等の実施に支障がある場合のほか、監査等の対象組織等の非協力（圧力や抵抗を含みます。）、監査妨害や監査拒否などを想定しています。

|  |
| --- |
| （監査委員の合議）第22条　次に掲げる事項の決定は、監査委員の合議によるものとする。(1)　第４条第１項第１号から第６号まで、第９号及び第10号に定める監査結果(2)　第４条第１項第８号に定める監査及び勧告(3)　第４条第１項第12号から第16号までに定める審査意見(4)　包括外部監査人の監査結果に関する意見（法第252条の38第５項）(5)　住民の直接請求に基づく監査について、個別外部監査契約に基づく監査によること、及び個別外部監査契約の締結に関する意見（法第252条の39第７項）(6)　議会の請求に基づく監査について、個別外部監査契約に基づく監査によること、及び個別外部監査契約の締結に関する意見（法第252条の40第４項）(7)　市長の要求に基づく監査について、個別外部監査契約に基づく監査によること、及び個別外部監査契約の締結に関する意見（法第252条の41第４項）(8)　市長の要求に基づき、財政援助団体等に対する監査を、個別外部監査契約に基づく監査によること、及び個別外部監査契約の締結に関する意見（法第252条の42第４項）(9)　住民監査請求に係る監査について、個別外部監査契約に基づく監査によることの決定及び個別外部監査人が陳述を行う場合の立会いに関する協議（法第252条の43第３項及び第８項）(10)　住民監査請求に係る個別外部監査結果報告の請求理由の有無及び勧告（法第252条の43第５項）２　監査委員は、監査（第４条第１項第１号から第６号まで及び第10号に定める監査に限る。）の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会及び市長等に提出するとともに公表するものとする。 |

第22条は、法上は独任制である監査委員の合議が必要となる場合を明示したものです。また、第２項では、合議により決定することができない事項がある場合について規定しています。

|  |
| --- |
| （監査等の結果に関する報告等の公表）第23条　監査委員は、監査等の結果に関する報告等のうち、第４条第1項第１号から第６号まで、第８号及び第10号について、次に掲げる事項を、監査委員全員（除斥その他の事由により監査等を実施しなかった監査委員を除く。）の連名で速やかに公表するものとする。(1)　監査の結果に関する報告の内容(2)　監査の結果に関する報告に添える意見の内容(3)　監査の結果に関する報告に係る勧告の内容 |

第23条は、公表が求められる監査等を明示するとともに、必要な時期を逸することなく公表すべきことを規定したものです。

　「監査委員全員（除斥その他の事由により監査等を実施しなかった監査委員を除く。）の連名」は、法第199条の２に定められる監査執行上の除斥が行われた場合や、監査委員が病気等により職務を行い得ない場合を想定した記載です。

|  |
| --- |
| （措置状況の報告等）第24条　監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。２　監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする。３　監査委員は、第４条第１項第８号の住民監査請求に基づく監査に係る勧告に基づき、議会又は市長等から必要な措置を講じた旨通知があったときは、これを請求人に通知し、かつ、公表するものとする。 |

法第199条第14項に関する総務省通知（平成10年４月１日付け）において、「長等が監査委員の監査結果の報告に基づく改善策を講じない場合は、監査委員に対する報告義務はない」とされています。

　しかしながら、第24条第１項は、監査委員が、監査の結果に関する報告及び意見を提出した事項並びに勧告をした事項について、“業務の改善を促す“という認識に立ち、その方策のひとつとして、措置がなされているのかどうかについての状況報告を求め確認を行うことを努力規定とすることにより、措置を促し、その状況を的確に把握するよう努めるものです。

当該措置が十分でない場合等には、必要に応じて監査の対象組織と意見交換を行い、改めて次年度の監査対象とすること、新たに勧告を行うこと、勧告において措置を講ずる期限を設けること又は複数回勧告を行うこと等の必要な対応を講じることにより監査の実効性を高めることが可能となります。

また、このような報告を求めることにより、市長側が措置せず放置したり、措置が遅延することを抑止することとなり、監査の結果に関する報告等及び意見を提出した事項並びに勧告をした事項について、その原因や是正又は改善の取組を含めて、監査対象組織のみならず全庁的に共有することで、各部局の主体的な業務の改善につながり、監査の結果の有効性を向上させる効果があると考えます。